

。。。。 に関する共同研究開発契約書

平成。。。年。。。月。。。日

。。。。。。株式会社  
徳島文理大学・工学部。。。。。。学科  
教授。。。。。。

## 。。。。 に関する共同研究開発契約書

。。。。株式会社（以下「甲」という。）と徳島文理大学工学部。。。。（以下「乙」という。）とは、両者共同して行う「。。。。。」に関する研究開発およびその成果の取り扱いに関し、次のとおり契約を締結する。

### （研究開発の目的および分担）

第1条 甲および乙は、甲の開発に係る。。。。（以下「本素材」という。）の。。。。技術ならびに本件素材の実用化に関する研究開発（この甲・乙の共同実施による研究開発を、以下「本研究開発」という）を、以下のぶんとにより共同して行う。

- (1) 甲および乙は、本件素材の実用化が可能な用途につき、協力して探索する。
- (2) 甲は、本件素材の試験生産、および本件素材ならびに、その生産技術の改良を行い、本件素材を乙に提供する。
- (3) 乙は、甲より提供を受けた本件素材の各種用途における実用性の評価、および本件素材の安定生産技術に関し甲へ助言を行う。
- (4)

### （研究開発の期間）

第2条 本研究開発の期間は、この契約締結日より1年間とする。ただし、甲および乙は、その書面での合意により、これを延長することが出来る。

### （費用の負担）

第3条 本件開発に要する費用のうち、第1条の定めにより各自が分担した研究開発に要する費用は、その分担者が負担する。ただし、甲は、乙が本研究に要する費用相当分として、別途定める教育研究助成金を乙の在籍する大学に納付する。また、乙において特別の費用を要する場合は、その負担については都度事前に甲・乙間で協議し、決定する。

### （研究開発の具体的内容）

第4条 本研究開発の実施に関する研究開発方針、実施方法、実施スケジュール等については、この契約別紙「共同研究開発計画」に記載の内容に従う。

### （第3者への委託）

第5条 甲は、本研究開発の期間中、必要に応じ、本研究の一部を甲の関係会社（甲の親会社およびその関係会社を含む）に行わしめることができる。

乙は、本研究開発の期間中、必要に応じ、本研究の一部を乙の在籍する大学・学部・学科に在籍する教職員および学生に行わしめることができる。ただし、この場合、乙はかかる教職員および学生に対し、この契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を遵守せしめるものとする。

前二項の場合を除き、甲および乙は、本研究開発の期間中、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、本研究の全部または一部を第三者に行わしめない。

(本件素材の取扱い)

第6条 乙は、甲より提供を受けた本件素材を、甲の事前の書面による事前の同意を得ることなく、本研究開発以外の目的に使用してはならず、かつ、第三者に提供し、または使用させてはならない。

本研究開発の期間終了後、乙は、甲より提供を受けた本件素材につき、甲の指示に従い、甲への変換その他の処置を行う。

(研究開発成果の取扱い)

第7条 甲および乙は、本研究開発の成果として開発・取得された技術知識およびノウハウを開発・取得の都度、直ちに相手方に開示する。

前項に基づく技術知識およびノウハウならびにこれらに基づき日本国および外国において工業所有権の登録を受ける権利(これに基づき出願・登録される工業所有権を含み、以下合わせて「本件成果」という)の帰属は、すべて甲とする。

ただし、本件成果に係る特許出願について、乙に所属する研究員が、発明者になることを妨げない。

乙は、本研究開発の期間およびその終了後5年間、本研究開発の成果について対外発表を希望する場合は、その時期および内容について、事前の書面にて甲に連絡し、甲の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、本研究開発の期間およびその終了後5年間、この契約の内容、本件成果および本件開発の過程で甲より開示を受けた情報を、前状第 項に該当する場合を除き、甲の事前の書面に同意を得ることなく、本件開発以外の目的に使用してはならず、かつ、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当することを書面で証明できる情報については、この限りではない。

開示または開発取得の時点で、公知または公用であったもの

開示または開発取得の後、乙の責によらずして公知または公用となったもの

開示または開発取得の時点で、既に、乙が保有していたもの

開示または開発取得の後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの

(研究開発の中止)

第9条 甲および乙は、相手方がこの契約の条項の一に違反し、その是正の請求を受けてから30日以内に是正しなかった場合、書面による通知をもって本研究開発の中止をすることができる。かかる中止をもって本研究開発の期間は終了するものとする。

なを、本条は、相手方の契約違反に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(専属管轄)

第10条 この契約に関し、紛争が発生したときは、甲および乙は、第一審管轄裁判所を専属的に、。。。。地方裁判所と定めることに合意する。

(信義則)

第11条 この契約に定めない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙は誠意をもって協議し、決定する。

以上の契約書を証するため、本書正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 香川県さぬき市志度1314-1  
徳島文理大学・工学部  
教授

。。。。。